

パチンコで生活保護停止 別府市が「違反者」処分

大分県内の自治体が、生活保護受給者がパチンコ店に通っていたことを理由に、保護を一時停止する処分をしていた。国の指導もあり、自治体側はすでにこの措置を中止している。受給者だからといって、生活の自由が制限される法的根拠はないが、この保護停止の措置について、当局に市民から多くの「激励」が寄せられたことも事実だ。生活保護とギャンブルの問題をどう考えればいいのか。(白名正和)

「根拠なし」国の指摘で中止

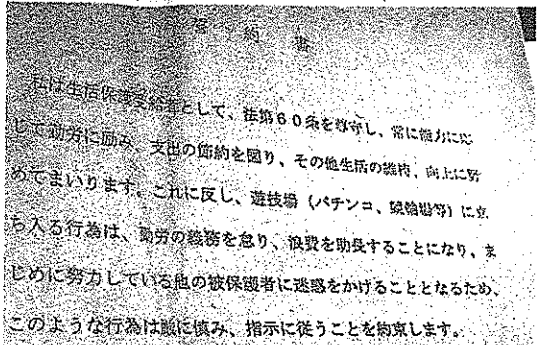
パチンコ店通いを理由にした保護の停止処分が発覚したのは、二〇一五年十二月だった。大分県別府市議会定例会で、市がパチンコ店や競輪場に受給者がいないかを張り込んで調べ、何度も店に行っている九人を一二月月間の支給停止にしたと明らかにした。市によれば、生活保護の申請があった際、申請者に「パチンコ店などに立ち入る行為は勤労の義務を怠るので、厳正執行」という誓約書に署名を求め、年一回のパチンコ店の調査で受給者を確認したら「誠に申し訳ありません。今後は保護

廃止されても異存はありませぬ」という別の誓約書に署名させ、その後も繰り返した受給者を処分した。停止されたのは医療費以外の、生活費にあたる「生活扶助」や家賃にあたる「住宅扶助」などで、単身高齢者であれば月十数万円ほどだ。処分された受給者は市からの借金で停止期間を生活し、再開された保護費から返しているという。

市社会福祉課の中西康太郎課長は、受給者は皆に能力に応じて勤労に励み、生活の維持及び向上に努めなければならぬ」と、市の指導に従わない場合は「保護の廃止、停止又は廃止をすることができると」という生活保護法の規定が根拠だと説明する。

パチンコ店には少なくとも二十五年前から年一回、調査していた。二一四年度にかけては、六十八人が処分を受けていた。市独自の取り組みで、厚生労働省保護課の担当者は「巡回は聞いたことがあるが、誓約書に署名させ、処分までしていたのは聞いたことがない」と話す。

処分を受けたのは、別府市の生活保護受給者の多さがある。一四年度は人口約十二万人に対し、受給者は三



別府市生活保護受給者として、法第60条を遵守し、常に勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めてまいります。これに反し、遊技場(パチンコ、競輪等)に立ち入る行為は、勤労の義務を怠り、浪費を助長することになり、はじめに努力している他の被保護者に迷惑をかけることとなるため、このような行為は厳に慎み、指示に従うことを約束します。

千九百余人。保護率は3.3%で、全国1.7%の二倍近い。温泉地で働くために市外から来た人々が働けなくなり、生活保護を受けようとしているとみられる。厚労省は今年三月、大分県に「パチンコをやっているだけで支給を停止する」とは、法的な根拠がなく不適切」と伝え、県は市に対応の是非を求めた。

三月には、生活保護支援九州・沖縄ネットワークなどが「パチンコ店の利用は市民としての日常的な行動で、自由を制限する不合理な差別」との意見書を提出した。

同団体の高木佳世子・筑紫女学園大准教授(社会保険法)は「パチンコ店に入り込む人には依存症の人もいる。治療が必要だが、市にはその観点がない。生活保護受給者だからといって日常生活を真摯に行動を制限されることもおかしい」と主張する。

結局、別府市は今年三月末で、誓約書への署名と保護停止処分の実施を中止した。「県の指導などを重く受け止めて判断した。手法として適切でなかった」と中西課長は説明するが、年一回のパチンコ店調査は続ける方針だという。

生活制限の広がり懸念



市で生活保護を受ける男性(男性)は「保護費の使い道は基本的に自由なはず。私はパチンコはしないが、生活を節約して残ったお金で遊ぶのは自由なはずだ。今回はパチンコだが、これが『生活保護なんだから映画館に行く』『肉を食べるな』とどんどん拡大していくんじゃないか。それが一番怖い」と危ぶむ。

では、市民の反応はどうか。処分が全国紙やテレビで報道されると、市内外から二百件以上のメールが殺到した。「生活保護を受けている人がパチンコをしているなら、勝手にパチンコに行けるなら動じない。九割が市の対応を励ます内聲だったという。三月の中止時にも数件だったが、今回は、やはり市への激励メールが届いた。大分県では別府市のほか

同様の理由で中津市も一五年度に受給者四人に対して食費相当分の約三万円を一カ月間、支給しない処分をした。臼杵市も一人に対しての生活扶助約六万円を三月、停止した。両市とも今後は処分をしない方針を明らかにしているが、中津市の担当者は「中止する際、なぜやめるのかという電話が多くあり、かなり怒られた」と説明する。

これらは九州ばかりではない。千葉県四街道市は「過度な飲酒やパチンコ等に生活保護費を使うことは好ましくない」と適正な支出がみられない場合は、停止や廃止といった措置を講

別府市の処分に対し、同市で生活保護を受ける男性(男性)は「保護費の使い道は基本的に自由なはず。私はパチンコはしないが、生活を節約して残ったお金で遊ぶのは自由なはずだ。今回はパチンコだが、これが『生活保護なんだから映画館に行く』『肉を食べるな』とどんどん拡大していくんじゃないか。それが一番怖い」と危ぶむ。

では、市民の反応はどうか。処分が全国紙やテレビで報道されると、市内外から二百件以上のメールが殺到した。「生活保護を受けている人がパチンコをしているなら、勝手にパチンコに行けるなら動じない。九割が市の対応を励ます内聲だったという。三月の中止時にも数件だったが、今回は、やはり市への激励メールが届いた。大分県では別府市のほか

同様の理由で中津市も一五年度に受給者四人に対して食費相当分の約三万円を一カ月間、支給しない処分をした。臼杵市も一人に対しての生活扶助約六万円を三月、停止した。両市とも今後は処分をしない方針を明らかにしているが、中津市の担当者は「中止する際、なぜやめるのかという電話が多くあり、かなり怒られた」と説明する。

これらは九州ばかりではない。千葉県四街道市は「過度な飲酒やパチンコ等に生活保護費を使うことは好ましくない」と適正な支出がみられない場合は、停止や廃止といった措置を講

同市生活支援課の担当者は「同市生活支援課の担当者によると、受給者の飲酒やパチンコ店通いへの苦情を受けて、一〇年八月ごろ文書の指示を始めた。別府市が国から指導を受けたことなどを聞き、今日六日に市は文書を撤去した。この時も『市の取り組みを支持する』など撤去したのか」という電話が鳴りっぱなしになったという。

生活保護受給者が受けるお金の原資は税金で、そのお金をパチンコなどに使われるのはたまったものではない、という納税者の思いが背景にあるとされた。二三年には兵庫県小野市が、パチンコ代などにお金を消費し、生活に困窮している生活保護などの受給者や生活困窮者について、市民が市に情報提供することを義務と規定した条例を施行し、「相互監視の制度化では」と物議を醸した。

聖学院大の藤田孝典・客員准教授(公的扶助論)は「生活保護だからとこごとで人権を制限したり、自治体が停止処分などを恣意的に行えば、必要な人が生活保護を受けなくなり、窃盗や強盗、自殺をしてしまう人が出かねない。結果的に社会が不安定化する恐れがある」と指摘する。

藤田氏はNPO法人「ぼんちん」(ボウチン)の代表理事で、受給者支援もしている。「受給者がパチンコに行くのは、孤独で苦しむ場所がないという面がある。そうした事情も考えるべきだ」NPO法人「自立生活サポートセンター」もやはり「の箱薬調理師も『生活保護は財源が税金だから、人権を制限してもよい』という声もある。しかし、年金や児童扶養手当など、ほかの社会保障制度にも税金は投入されている。人権を制限する対象が際限なく広がって、パチンコに懸念を示す。『パチンコを止めろ』、社会には受給者のパチンコは比喩ものにならない額の納税の問題があるが、分かりやすい生活保護がたかたかでも、現在の生活保護ハンデが、他の社会保障にも影響しかねないことに気付いてほしい。感情論で受給者の人権や生活を制限してはいけない」

メールの9割「市を激励」